

雲仙市（過疎地域）の 司法アクセスへの課題

1

雲仙市地域包括支援センター



人口：40,123人(R8.1.1現在)

※うち65歳以上:14,955人

約20年で11,000人減少

高齢化率：37.27%

面積：214.31km²

日常生活圏域：7圏域

法定過疎市町村 平成17年10月

消滅可能性自治体 令和6年4月

雲仙・小浜温泉街は移住者で身寄りがない人が多い、生活保護受給者が多い、交通アクセスが不十分、人材不足による介護事業所閉鎖が相次いでいる。

雲仙市地域包括支援センター1ヶ所(19名)

※ 画像引用:雲仙市商工会ホームページ、雲仙市のコト
(<https://www.e-unzen.jp/philosophy.html>)

司法アクセスの現状

雲仙市

法律事務所 法テラス雲仙法律事務所 のみ

弁護士数 2名（令和3年以前は1名体制）

担当区域 雲仙市、南島原市（諫早市、大村市）

雲仙市社会福祉協議会 巡回型弁護士相談 年7回（無料）

長崎県弁護士会 高齢者のための無料電話相談

島原半島内の法律事務所 4か所（法テラスを除く）

雲仙市は「**弁護士過疎地域**」である

弁護士過疎地域における問題 住民への影響

- ▶ 相談の待機期間の長期化
- ▶ 対応できる案件の限界
- ▶ 法的手段の利用自体を断念するなど権利擁護に支障をきたすことが課題

弁護士過疎地域における問題

① 後見の担い手がいない

▶ 成年後見人不足の問題

▶ 平成29年頃から顕著に現れる

法テラス以外の担い手がいない！

リーガルサポートやぱあとなあ長崎も手いっぱい！

▶ 法テラス雲仙の弁護士が数多く受任し、その他の業務が圧迫されている現状があった

当時の受任件数（弁護士1名）15件

① 後見の担い手がいない 【解決するための取り組み】

- ▶ 平成29、30、令和元年の雲仙市地域包括支援センターの「地域連携推進会議※1」において、包括、法テラス弁護士から後見人不足を地域課題として行政、社会福祉協議会に訴えた
- ▶ 近隣市の法人後見センターへの視察や家庭裁判所との調整を法テラス弁護士が積極的に行った

※1：行政、医療機関、各職能団体、地域の代表などを招いて地域の社会資源やニーズの把握などを協議する会議

① 後見の担い手がいない 【解決するための取り組み】

令和元年11月

- ▶ 雲仙市社会福祉協議会が法人後見事業準備委員会立ち上げ
- ▶ 定款作成や法人後見事業審議委員として法テラス雲仙の弁護士が積極的に支援

令和2年4月

- ▶ 雲仙市社会福祉協議会法人後見事業開始

法テラス雲仙から雲仙市社会福祉協議会法人後見事業へ6件のケースが移った

弁護士過疎地域における問題

② 住民の司法アクセスへの脆弱性

▶ 成年後見制度の活用が十分に進んでいない

雲仙市地域ケア会議で「認知症になってもその人らしく暮らせるには」をテーマに意見交換

そこで、意思決定支援をする成年後見制度の活用が進んでいない課題が明らかとなった

様々な要因が考えられるが、成年後見制度が周知されていないことが一因であると捉え...

② 住民の司法アクセスへの脆弱性 【解決するための取り組み】

- ▶ 福祉関係者向けに制度についての勉強会を開催してはどうか ⇒ 制度の周知につなげる
- ▶ 令和6年4月から3か月に1回
法テラスミーティングを企画、開催

② 住民の司法アクセスへの脆弱性 【解決するための取り組み】

法テラスミーティング

- ▶ テーマ 第1回「福祉と司法の連携について」
第2回「成年後見制度について」
第3回「相続・遺言について」
第4回「借金トラブルについて」
◎カフェ+
- 第5回「消費者被害について」
第6回「カスタマーハラスメントについて」
◎カフェ+

第1回 法テラス ミーティング

高齢者からの相談内容は「成年後見制度」「借金問題」「消費生活被害」「遺言・相続」「法律・金銭トラブル」などがあり、医療・福祉専門職の知識だけでは支援が困難なことがあります。
弁護士と福祉専門職の連携を図り、法律面も含めた幅広い支援を実現するため、顔の見える関係を築きませんか？

テーマ
「福祉と司法のつながり」

・講話 ・意見交換や事例相談

法テラス雲仙法律事務所

〇〇〇〇 弁護士

日時 令和6年4月17日(水) 14:00~15:30

場所 愛の夢未来センター 研修室(中)

3か月ごとに
開催



参加者：20～25名程度

介護支援専門員、相談支援専門員、
病院MSW、社協職員、行政職員、
包括職員等

法テラスミーティングにおいて弁護士との連携がもたらした効果

法テラスミーティング参加者（福祉職）の声

- ▶ 「弁護士との敷居が低くなり、気軽に相談できるようになった。」
- ▶ 「トラブルが発生したときに気軽に弁護士へ電話して法律相談ができるようになった。」

法テラスミーティングにとどまらず、

法テラス弁護士が各種会議や交流会に積極的に参加したことで福祉と法テラスの連携が一層強化された。

法テラスミーティングにおいて弁護士との連携がもたらした効果

- 法的トラブルの早期発見・早期対応が可能になる
- 適切なつなぎ先が進み、結果的に司法アクセスの向上へ

法テラスミーティングの発展

- ▶ 法テラス弁護士のほかに**司法書士、行政書士、社会保険労務士**などを講師に招いた。

司法書士や行政書士、社会福祉士は成年後見業務を受任している。

各団体での研修や相談体制が充実しており高い専門性あり。

- ▶ **今後は・・・**

司法書士・行政書士・社会福祉士などが連携し、対応可能な部分を担うことで法テラス弁護士に集中する業務を減らすことができる。

司法アクセス障害解消のための 法テラスとの連携とその効果

- ▶ 自分から相談に行けない層をどう救うか？
- ▶ 福祉専門職のみでは解決できない法的な問題にどう対処するか？

「個別ケース会議」への参加を依頼 令和7年8回参加

具体的なメリット

早期解決：複雑な権利関係を初期段階で法的整理

福祉職の安心感：支援者が法的な裏付けを持って援助に専念できる環境づくり

重層的支援：法的解決だけでなく、その後の生活再建までを見据えた支援

現在も残る課題

弁護士不足を他機関や多職種との連携で補完してきたが、弁護士にしか担えない業務は多くあり・・・

▶ 弁護士不足は解決していない

法テラス雲仙法律事務所の法律相談の予約が取りづらい

1か月半～2か月待ちの時も・・・

⇒ 問題解決までに時間がかかる

法テラスや法的支援に期待する役割

持続可能な「司法×福祉」の連携体制を目指して

- ▶ 「法テラスミーティング」への継続参画
地域課題を共有し、顔の見える関係性を維持・発展させる。
- ▶ 「個別ケース会議」への安定的参加
困難事例に対し、初期段階から「法的支援」を取り入れることで、支援の質を向上させる
- ▶ 弁護士不足の改善 法テラス雲仙法律事務所弁護士の増員
法的トラブルを抱えた市民の早期対応へ